

(写)

28 西市保第 1307 号

平成 28 年 8 月 26 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 27 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 28 年 3 月 31 日付 27 西監第 176 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、実施起案と見積経過調書の内容や日付に不整合があるものや、請書に添付すべき書類の添付漏れなどが見受けられた。</p> <p>「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>課内会議等を通じ監査の指摘事項等について注意喚起を行うとともに、契約事務の手引き等を活用し、契約事務規則に基づく適正な事務執行を行うよう周知徹底を図り、再発防止に努める。</p> <p>さらに、内容、関連書類等に不整合が生じることのないよう複数職員によるチェック及びチェックシートの活用を徹底し、適正な事務執行を行う。</p>
指摘事項 2	<p>国民健康保険料の減免について、西東京市国民健康保険条例では、減免を受けようとする者は納期限までに申請書を提出することを定めているが、申請月の前月以前に遡って減免しているものが見受けられた。</p> <p>条例にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>課内会議等を通じ監査の指摘事項等について注意喚起を行うとともに、国民健康保険料の減免については、西東京市国民健康保険条例に基づく適正な事務処理について周知徹底した。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>公印の管理について、西東京市公印規則では、公印管守者は毎年4月1日現在の公印の印影を保存すること、執務時間外等は公印を保管庫等に格納すること、公印を押印するときは公印管守者等の承認を得ること、公印使用簿に必要な事項を記入すること、事前押印の場合には総務法規課を経由して総務部長の承認を受けることを定めているが、執務時間外等に保管庫等へ格納していないもの、承認手続きや公印使用簿への記入を行っていないもの、総務部長の承認を受けずに事前押印を行っているものが見受けられた。</p> <p>また、保険年金課長が公印管守者と定められている公印の中に、市民課で使用、管理されているものがあり、それらについては、保険年金課では印影を保存しておらず、使用状況や管理状況も把握していなかった。規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>課内会議等を通じ監査の指摘事項等について注意喚起を行うとともに、公印規則や文書事務の手引きに基づく適正な事務執行を行うよう周知徹底を図り、規則に基づく処理を行った。</p> <p>また、他課で使用・管理されている公印については、現状に合わせ当該課へ公印管守者を変更した。</p>